

平成二十年五月十九日提出  
質問第四〇一号

日本年金機構設立に伴ういわゆるノーリターンルールに関する質問主意書

提出者  
長妻昭

401

## 日本年金機構設立に伴ういわゆるノーリターンルールに関する質問主意書

一 本年四月に開催された政府の「年金業務・組織再生会議」で、厚生労働省の江利川事務次官は、日本年金機構に出向する厚生労働省キャリア官僚については、一定期間後、厚生労働省に戻るのではなく、定年まで日本年金機構で働く「ノーリターンルール」を検討する趣旨の発言をしたと報道されている。それは事実か。

二 二、三年で厚生労働省に戻る、腰掛け幹部が、社会保険庁の迷走を増長させている。課長以上はもちろんのこと、課長補佐以下の厚生労働省キャリア官僚に対しても、日本年金機構においては、例外なく「ノーリターンルール」を課すべきと考えるがいかがか。

三 日本年金機構設立後も、数年で厚生労働省に戻る腰掛け幹部の仕組みを残すおつもりか。

四 日本年金機構には、数年で厚生労働省に戻る幹部は存在しないと言い切れるか。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことを願います。

右質問する。